

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDS-J-X0012-5
名称	航空武器等の国外修理共通仕様書	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	平成15年3月25日
		改正年月日	令和5年4月27日
		航空補給処航空機部航空武器整備課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処（以下、空補処という。）の契約に係わる航空武器等の国外修理について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書において使用する用語の定義は、引用文書等に定めるもののほか、次による。

#### 1.2.1

##### 国外修理

契約により、国外において実施する修理をいう。

#### 1.2.2

##### 航空武器等

火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、写真器材及び戦術情報処理器材並びに付随する器材（整備用器材を除く。）のうち航空機又は航行に関するものをいう。また、これらに使用される部分のうち、モジュール修理区分（**補本航武第2605号**。3. 1 2. 7）別冊に示された修理可能部品をいう。

#### 1.2.3

##### 修理

不良状態にある搭載航空武器の構成品及びモジュールについて、使用可能状態に戻し、所要の品質を維持するために実施する計画外整備であって、修理会社工場において実施する分解、検査、不具合箇所の修復、改修等の作業をいう。

#### 1.2.4

##### 契約担当官等

分任支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官代理、契約担当官及び契約担当官代理をいう。

#### 1.2.5

##### 監督官等

契約担当官等が任命した当該搭載航空武器担当の監督官又は検査官若しくは監督・検査を依頼した地方防衛局等に所属する当該搭載航空武器担当の監督官又は検査官をいう。

### 1.2.6

#### 地方防衛局等

地方防衛局，陸上自衛隊，航空自衛隊及びその他の官庁をいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するもののほか，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約後引用文書に改正があった場合には，その適用について別途契約担当官等と協議するものとする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

**NDS Z 0001** 包装の総則

##### 2) 仕様書

**ZDS-J-X0009** 搭載航空武器修理共通仕様書

**ZDS-J-X0010** 搭載航空武器用モジュール修理共通仕様書

**MHP-V-62010** 航空機部品包装共通仕様書

##### 3) 法令等

海上自衛隊契約規則（海上自衛隊達第4号。27.3.10）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領（海幕経第2559号。9.5.30）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

モジュール修理区分（補本航武第2605号。3.12.7）

#### b) 関連文書

##### 法令等

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）

国外製造会社技術資料

## 2 役務に関する要求

**ZDS-J-X0009**，**ZDS-J-X0010**及び国外製造会社技術資料によるほか個別仕様書による。

### 2.1 品質管理

品質管理は，修理会社社内規定による。

## 3 品質保証

### 3.1 製品検査

契約の相手方は、官が実施する検査に先立ち、次の項目について社内検査を実施するものとする。

- a) **書類検査** 次により書類検査を実施するものとする。
  - 1) 輸出国業者側が発行した **INVOICE** に記載された品名、部品番号、シリアルナンバー及び数量等が個別仕様書の要求事項を満足していることを確認するものとする。
  - 2) 検査成績書が添付されていることを確認するとともに、その日本語訳を作成するものとする。
- b) **外観検査** 輸送取扱不良等による破損等及び外観上の異常の有無を目視により確認するものとする。
- c) **包装検査** 修理品の包装が **4.1** の要求を満足していることを確認するものとする。

### 3.2 監督・検査

必要な監督行為は、海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領、標準資料監督・完成検査実施要領（別冊第2）により行う。また **3.1** により提出された検査成績書を審査することにより検査とする。

## 4 こん包及び輸送等

### 4.1 こん包等

- a) **納入時のこん包** こん包は、**ZDS-J-X0009** 及び **ZDS-J-X0010** による。ただし、**NDS Z 0001** の **5.3**、内装・個装の表示に記載の製造年月日は、修理年月日及び修理業者と読み替える。また、製造番号（**SER. NO.**）の項を追加する。
- b) **ストックタグ** 完成検査終了後、こん包外表面にストックタグを添付する。
- c) **添付書類** 検査合格証を現品に添付するものとする。

### 4.2 輸送

輸出入時の輸送は、原則として航空便とする。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、海上自衛隊契約規則及び補給実施要領によるほか、**付表 1** によるものとする。

### 5.2 部品・材料等

修理に必要な部品・材料等は、すべて契約の相手方の負担とする。

### 5.3 撤去品の処理

修理時の撤去品（有価価値のない廃材）は、現地で廃棄するものとする。

### 5.4 通関手続

通関手続は、法令等に基づき契約の相手方が行う。

### 5.5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

付表 1－提出書類

番号	書類名	提出部数	提出時期	提出先	様式
1	検査成績書	1	社内検査終了 後速やかに	監督官経由 検査官	様式適宜 (日本語訳と合冊する。)
2	証明書等	1	社内検査終了 後速やかに	監督官経由 検査官	様式適宜 (日本語訳と合冊する。)
3	着手届	2	契約締結後 速やかに	監督官経由 契約担当官等	<b>海幕経第183号 書式第22</b>
4	受領書	6(1) <sup>a)</sup>	役務対象物 品受領時	監督官経由 契約担当官等	<b>補本装補第2072号 海補3023様式</b>
5	終了届	3	役務終了後速 やかに	監督官経由 契約担当官等	<b>海幕経第183号 書式第22</b>
6	納品書	6(1) <sup>a)</sup>	役務対象物 品納品時	分任物品管理官	<b>補本装補第2072号 海補3021様式</b>
<b>注<sup>a)</sup></b> ( ) 内の数字は会社控え					